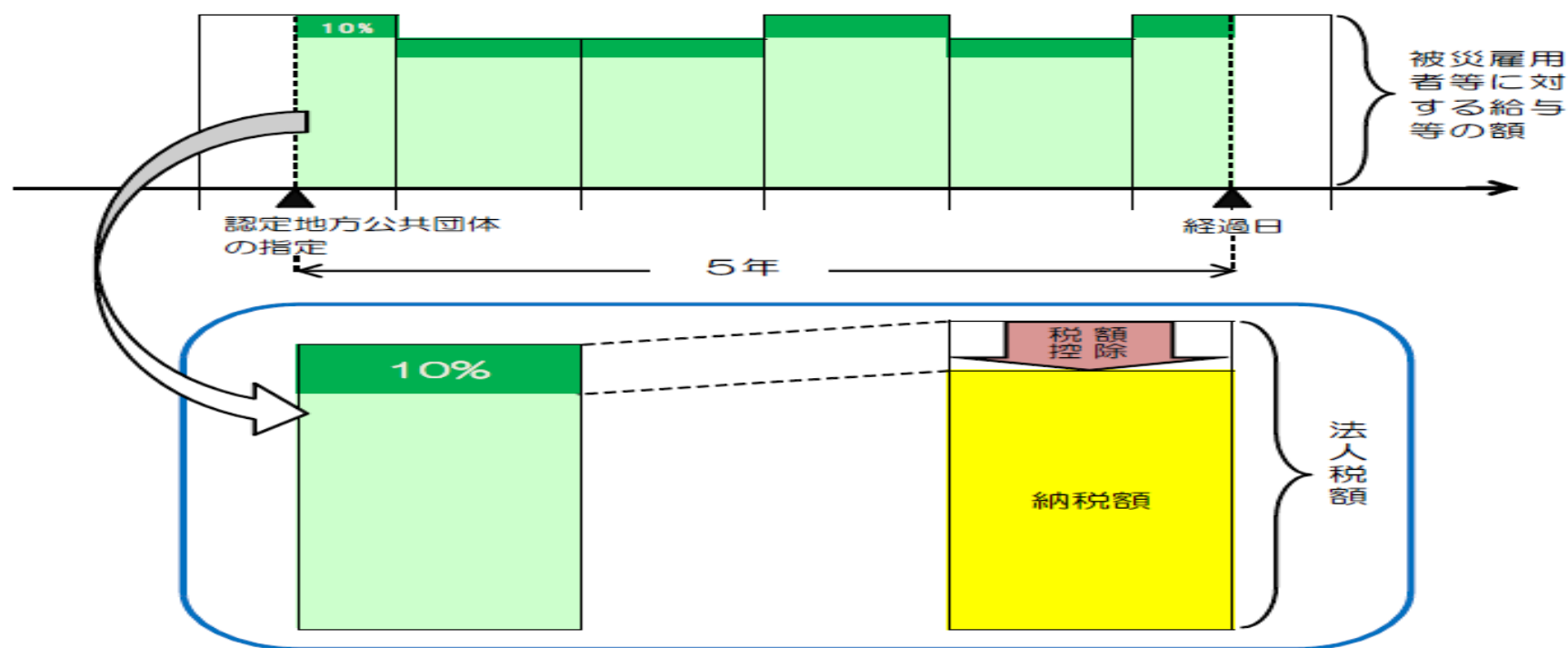


■ 法人税等の特別控除(法第38条)

復興産業集積区域内の事業所で雇用する者（被災雇用者^(注)に限る）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。



(注) 被災雇用者

- 平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）の事業所で勤務していた者
- 平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）に居住していた者

※ 本特例、37条（設備投資に係る特別償却等）、40条（新規立地促進税制）はいずれかの選択適用となります。